

1. 開会日時・場所

日時 令和 6 年 11 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分
場所 三原リージョンプラザ南館 2 階 第 2 研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員 19 名 議席番号・氏名 次のとおり

1 番	新庄 實雄	2 番	花山 哲男	3 番	久留本 忠美
4 番	林 壽彦	5 番	竹廣 愛	6 番	信藤 延夫
7 番	平木 時治	8 番	武郷 勝巳	9 番	生駒 健人
10 番	山本 明雄	11 番	山口 郁恵	12 番	阪井 瑞枝
13 番	—	14 番	郷谷 幸男	15 番	山口 龍子
16 番	河村 博	17 番	佐々木 豊彦	18 番	井長 哲
19 番	兼光 一美				

欠席委員

13 番	田坂 友彦	— 番	—	— 番	—
------	-------	-----	---	-----	---

3. 議事録署名人

10 番	山本 明雄	19 番	兼光 一美
------	-------	------	-------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主査 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
農林水産課 主任 児玉 由希

5. 審議事項

第 57 号議案	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 58 号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第 59 号議案	農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 60 号議案	非農地証明申請について
第 61 号議案	農用地利用集積計画について
第 62 号議案	委員の辞任について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後 2 時 00 分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は 19 名中、18 名で定足数に達しておりますので、第 11 回総会は成立しております。なお、13 番 田坂委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。
会議規則第 16 条の規定により、議長において議事録署名者に、10 番 山本委員、19 番 兼光委員を指名します。

議長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。
議事日程は、日程第 1 を第 57 号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第 5 第 61 号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第 5 第 61 号議案を上程します。
「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。
第 61 号議案に係る、資料 61 の第 1 番から第 12 番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により

3 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書 13 ページをご覧ください。第 61 号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により決定を求めるものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

三原地域から件数 4 件、筆数 10 筆、面積 18,742.00 m²、久井地域から件数 2 件、筆数 2 筆、面積 2,852.00 m²、合計で件数 6 件、筆数 12 筆、面積 21,594.00 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 61 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で全体計画の説明を終わります。

議 長

これからは、個別に審議します。

はじめに、資料 61 の第 1 番から第 7 番を審議しますので〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。第 1 番から第 7 番については、三原地域から件数 1 件、筆数 7 筆、面積 11,818 m²を、農事組合法人 〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長

続いて、資料 61 の第 9 番から第 10 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。第 9 番と第 10 番については、三原地域から件数 2 件、筆数 2 筆、面積 4,801 m²を、農事組合法人〇〇が受けるものです。以上で説明を終わります。

議 長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

ます。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、資料 61 の第 8 番、第 11 番及び第 12 番を審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。先ほど説明した「議事参与の制限」の案件を除く、第 8 番、第 11 番及び第 12 番については、三原地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 2,123 m²、久井地域から件数 2 件、筆数 2 筆、面積 2,852 m²を、農地中間管理機構を通じて農地の受け手に貸し付けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

1 番 資料 61 の第 12 番について、農事組合法人 〇〇代表理事の〇〇は先月亡くなっています。今回の利用権設定で農事組合法人 〇〇が借受者となっているのは、〇〇の奥様が責任者になるということなのか、法人の状況を確認したい。

事務局 ご指摘のとおり、令和 6 年 10 月に代表理事の〇〇が亡くなっていますが、関係者からの聞き取りにより、農事組合法人 〇〇で新しい代表理事を定めて、事業は継続していくとの確認を取っています。よって、農事組合法人 〇〇が利用権設定により農地を借受ることに問題は無いと考えています。

1 番 代表理事は誰になるのか。

事務局 現在手続き中ですが、法人の従業員が今後代表理事を引き継ぐと聞いています。

19 番 利用権設定の申請中に代表理事が亡くなられたのであれば、一旦申請を取り下げて、法人登記の変更などの手続きを終えた後に再度申請するべきだと思うがどうか。

事務局 先程の説明のとおり、農事組合法人 〇〇は存続しており、理事は代表理事 1 人を互選すると法人の定款で規定されています。農事組合法人 〇〇は事業を継続する意思を示したうえで利用権設定の申し出をし、市が受け付けており、また、利用権設定を仲介する農地中間管理機構からも、このまま手続きを進めて良いとの返答を受けています。法人の存続についても、広島県と三原市が、それぞれ今後代表理事を引き継ぐ方から、状況を聞き取り、順次手続きの確認を行っています。農事組合法人 〇〇が存続するという確認をしたうえでの受付となっています。

議 長 そのほかに質疑はありませんか。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、第 61 号議案について、第 1 番から第 12 番は、全て原案のとおり承認決定されました。

議 長 ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長

次に日程第1 第57号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第83件から第93件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書1ページをご覧ください。

第57号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第83件は、〇〇から須波ハイツ4丁目の〇〇が、西野5丁目〇〇 地目：田1筆 畑1筆 合計155㎡について、隣接地に住宅を建設予定で、合わせて譲り受けて新規就農するものです。

第84件は、〇〇から館町1丁目の〇〇が、和田2丁目〇〇 ほか3筆 地目：畑 合計867.50㎡について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第85件は、〇〇から小泉町の〇〇が、小泉町〇〇 ほか4筆 地目：田4筆 畑1筆 合計6,333㎡について、弟から農地を引き受け耕作するものです。

第86件と第87件は、譲受人が同一のため合わせて説明します。

第86件は、〇〇から、本郷北2丁目〇〇 ほか8筆 地目：田8筆 畑1筆 合計4,184㎡について、

第87件は、〇〇から、本郷北2丁目〇〇 ほか2筆 地目：田 合計1,831㎡について、それぞれ、本郷北3丁目の〇〇が、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第88件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 1,196㎡について、居住地から近く耕作に便利のため譲り受けるものです。

第89件は、〇〇から本郷北3丁目の〇〇が、本郷町南方〇〇 ほか5筆 地目：田2筆 畑4筆 合計3,373㎡について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

なお、当該申請地は令和6年6月総会において、別の者を譲受人とする農地法第3条許可および農地法第5条許可の決定を行ったものの、売買が不成立となったため、令和6年10月22日付けで農地法第3条許可の取消および農地法第5条許可の取り下げを受理しており、本日の報告事項に掲載をしています。

第90件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町坂井原〇〇 ほか5筆 地目：田4筆 畑2筆 合計2,329㎡について、住宅とともに譲り受けて新規就農するものです。

第91件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町坂井原〇〇 地目：田 364㎡について、自宅に隣接しており、譲り受けて耕作管理するものです。

第92件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町萩原〇〇 ほか5筆 地目：田3筆 畑3筆 合計6,530㎡について、自宅から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第93件は、〇〇から東広島市の〇〇が、大和町大草〇〇 ほか10筆 地目：田6筆 畑5筆 合計4,327㎡について、すでに住宅を譲り受けており、合わせて農地を譲り受け新規就農するものです。

以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議 長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請、第83件から第93件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、農地法第3条の規定による許可申請、第83件から第93件は、全て原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長 次に、日程第２ 第 58 号議案を上程します。
農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について、第 8 件を審議します。

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 8 ページをお開きください。第 58 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。
第 8 件は、大和町上徳良〇〇 地目：田 648 ㎡について、当初、株式会社〇〇が、養魚池の増設のため賃借権を設定するとして農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、所有権を移転することとなり、また、周辺の養魚池の水量不足に対応するため貯水槽を設置する必要が生じたことから、事業計画を変更するものです。
事業計画変更後の農地転用については、この後、第 59 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請第 147 件においてご審議いただきます。
転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法転用許可後の事業計画変更承認申請、第 8 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第 3 第 59 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可申請について、第 131 件から第 147 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 説明に先立ち、前回第 10 回定例総会、第 55 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請第 126 件、鷺浦町向田野浦のキャンプ場への転用案件の審議において、許可前に事前着工しており、申請地の周囲の用水路に、降雨により土砂が流れ込んでいるとのご指摘がありました件について、11 月 13 日に事務局職員により現地確認を行いましたので報告します。
申請地の工事は中断されており、用水路の土砂も撤去されておりました。また、今後の降雨により再度土砂が用水路に流出することのないよう、申請地の法面を防草シートにより養生してあることを確認しました。
よって、本件は、今月中に農振農用地区域から除外される予定であり、それに合わせて転用許可をすることになります。
報告は以上です。
それでは、議案書 9 ページをご覧ください。第 59 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。
第 131 件から第 134 件は、譲受人が〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する案件であるため、合わせて説明します。
第 131 件は、譲渡人 〇〇、中之町 7 丁目〇〇 地目：田 899 ㎡について、太陽光パネル、3 棟を設置するものです。
第 132 件は、譲渡人 〇〇、沼田町〇〇外 2 筆 地目：田 合計 1,081 ㎡について、太陽光パネル、8 棟を設置するものです。
第 133 件及び第 134 件は同一事業で、
第 133 件は、譲渡人 〇〇、沼田 3 丁目〇〇外 1 筆 地目：田 合計 562 ㎡について、
第 134 件は、譲渡人 〇〇、沼田 3 丁目〇〇外 1 筆 地目：田 合計 648 ㎡について、総合計 1,210 ㎡に、太陽光パネル、9 棟を設置するものです。
なお、全てパネル枚数は 180 枚、発電量は 49.5kW 規模です。
第 135 件から第 144 件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する案件であるため、合わせて説明します。
第 135 件は、譲渡人 〇〇、沼田東町釜山〇〇外 2 筆 地目：田 合計 1,149.91 ㎡につい

て、太陽光パネル 168 枚、6 棟を設置するものです。

第 136 件は、譲渡人 ○○、本郷町船木○○ 地目：田 1,444 m²について、太陽光パネル 162 枚、7 棟を設置するものです。

第 137 件及び第 138 件は同一事業で、

第 137 件は、譲渡人 ○○、本郷町南方○○ 地目：田 1,696 m²について、

第 138 件は、譲渡人 ○○、本郷町南方○○ 地目：田 710 m²について、合計 2,406 m²に、太陽光パネル 146 枚、4 棟を設置するものです。

第 139 件は、譲渡人 ○○、本郷町南方○○外 2 筆 地目：田 合計 1,525 m²について、太陽光パネル 158 枚、4 棟を設置するものです。

第 140 件は、譲渡人 ○○、本郷町南方○○外 1 筆 地目：田 合計 1,043 m²について、太陽光パネル 146 枚、4 棟を設置するものです。

第 141 件及び第 142 件は同一事業で、

第 141 件は、譲渡人 ○○、本郷町南方○○ 地目：田 1,063 m²について、

第 142 件は、譲渡人 ○○、本郷町南方○○ 地目：田 748 m²について、合計 1,811 m²に、太陽光パネル 146 枚、6 棟を設置するものです。

第 143 件は、譲渡人 ○○、本郷町南方○○外 1 筆 地目：田 合計 1,618 m²について、太陽光パネル 146 枚、5 棟を設置するものです。

第 144 件は、譲渡人 ○○、本郷町南方○○ 地目：田 820 m²について、太陽光パネル 146 枚、9 棟を設置するものです。

なお、全て発電量は 49.5kW 規模です。

第 145 件は、○○から、株式会社○○が、本郷町南方○○の一部 地目：田 520 m²のうち 52 m²について、使用貸借権の設定により、隣接地の太陽光発電施設建設に係る進入路として利用するために一時転用するもので、一時転用期間は令和 7 年 1 月 15 日までです。

第 146 件は、○○から、株式会社○○が、本郷町本郷○○外 1 筆 地目：田 合計 473 m²(東本通土地区画整理事業：仮換地○○街区○○-○○及び○○-○○、合計 438.83 m²)について、持分 3 分の 1 の所有権の移転を受け、宅地造成を行うものです。

第 147 件は、先ほど第 58 号議案の第 8 件において事業計画の変更をご審議いただいた件です。○○から、株式会社○○が、大和町上徳良○○ 地目：田 648 m²について、所有権の移転を受け、貯水槽 5 基を整備するものです。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示いたします。

農地区分については、第 145 件が農用地区域内農地、第 146 件が第 3 種農地、第 147 件が第 1 種農地で、その他の案件は全て第 2 種農地です。

許可基準については、第 145 件が、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当します。

第 146 件は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第 147 件は、第 1 種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第 35 条第 5 号「既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の面積が、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないもの」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、一時転用案件の第 145 件を除き、いずれも前々回の第 9 回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和 6 年 11 月中旬に除外見込みです。

農地法、5 条許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議 長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第131件から第147件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第4 第60号議案を上程します。
非農地証明申請について、第28件から第29件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。第60号議案 非農地証明申請について説明します。
第28件は、〇〇から、西野5丁目〇〇 地目：田 317㎡について、昭和59年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第29件は、〇〇から、大和町上徳良〇〇 地目：田 91㎡について、昭和32年に工場を建築した際に宅地として造成、その後、平成16年に工場を解体して以降、駐車場として利用しており、現況地目：雑種地として申請されています。
申請地の農地区分は、第28件が第2種農地、第29件が第1種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明等はありませんか。

・・・「なし」の声あり・・・

議 長 補足意見等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第28件から第29件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手多数であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議 長 次に、日程第6 第62号議案を上程します。
委員の辞任についてを審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをご覧ください。
第62号議案 委員の辞任について説明します。
令和6年10月21日付で〇〇農業委員から、一身上の都合により委員を辞任したい旨、市長宛に辞任願が提出されました。
委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第1項におきまして、「正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されていることから、今回の総会の議案として上程したものです。
また、別紙資料62のとおり、令和6年11月8日付けで市長から委員の辞任について、農業委員会へ諮問がありました。本日の総会で同意された場合は、その旨市長へ答申し、市長の決裁日をもって辞任となります。
なお、委員の辞任が認められた場合、欠員が生じることとなりますが、法令上、農業委員の補充が必要な場合に関する規定はありません。そのため、必ずしも、委員が1名欠員するごとに欠員を補充する必要はないとされています。
〇〇地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員で事前に協議された結果、残りの任期については、〇〇地区の現委員でカバーするので、任期満了まで欠員補充は必要ないとの意見を

いただいております。

当該意見や残りの任期も踏まえ、19 名中 1 名の欠員であれば、このまま任期満了まで運営はできるものと考えております。

委員の辞任についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
委員の辞任について、同意することに賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決定をすることに決しました。
三原市長への答申につきましては、本同意をもって、辞任はやむを得ないものである旨答申することと致します。
なお、委員の補充については行わないこととする意見に異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議ありませんので、補充は行わない方向で手続きを進めて参ります。

議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 3 件
○取消願 1 件
○取下願 1 件

事務局 2 その他
○今後の日程
令和 6 年第 12 回定例総会 12 月 24 日(火) 14 時

議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 47 分

令和 6 年 12 月 24 日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上